基金助成金・公益財団法人日本サッカー協会外	300,248,000
国庫納付金	10,181,685,669
払戻金・返還金	3,586,786,623
消費税等	116,478,200
その他	1,361,062,534
計	27,538,803,254

④　支払備金

（単位：円）

区　　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
支払備金	6,287,226,000	6,333,912,000	6,287,226,000	6,333,912,000	
計	6,287,226,000	6,333,912,000	6,287,226,000	6,333,912,000	

⑮　勘定別財務諸表

勘定別財務諸表及び事業の種類別セグメント情報については、独立行政法人日本スポーツ振興センターのホームページ（http://www.jpnsport.go.jp/）上で、開示しております。

特定計量器型式承認

日本電気計器検定所公告第26―13号

電気計器の型式について、平成26年９月18日次のように承認したので、計量法（平成４年法律第51号）第159条第４項の規定により公示する。

平成26年９月18日

日本電気計器検定所
理事長　脇　　治

型式承認番号	計器の種類	型の記号	製造事業者名	使用回路の相及び線式	定格値		
					電圧（V）	電流（A）	周波数（Hz）
第3925号	普通電力量計	Ｆ２ＴＦ―Ｒ	ＧＥ富士電機メーター株式会社	交流単相３線式	100	120	50，60
第3926号	普通電力量計	Ｆ３ＴＦ―Ｒ		交流三相３線式	200		
第3826―４号	普通電力量計	Ｆ６ＡＷＦ―ＴＡ		交流単相３線式	100	60	
第3827―４号	普通電力量計	Ｆ７ＡＷＦ―Ｔ		交流三相３線式	200		
第3856―３号	普通電力量計	Ｍ６ＧＭ―Ｔ	三菱電機株式会社	交流単相３線式	100	120	50，60
第3857―３号	普通電力量計	Ｍ６ＧＭ―Ｔ		交流三相３線式	200		

弁理士登録公告

平成26年９月18日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　　録

月　日	登録番号	氏　名
９月18日	20021	沼尾　吉照
９月18日	20022	矢作　徹夫
９月18日	20023	福田　恭平
９月18日	20024	井上　周一

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由

登録抹消者なし

弁理士数　10,687名
（平成26年９月18日現在）

平成26年10月６日　　日本弁理士会

解散命令公告

大阪府公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成26年10月６日

大阪府知事　松井　一郎

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

・大阪コットン事業協同組合
　大阪市浪速区塩草三丁目10番10号小川ビル302号
・大阪自経振協同組合
　大阪市北区錦町３番５号
・大阪道路建設業協同組合
　大阪府門真市大字下島頭219番地
・社会環境近代化企業組合
　大阪府岸和田市地蔵浜町７番１号
・正雀ニューデパート協同組合
　大阪府摂津市正雀本町一丁目20番１号
・西大阪電気工事協同組合
　大阪市此花区梅香三丁目30番７号
・マルチメディアシステム事業協同組合
　大阪市福島区福島六丁目３番９号竹内ビル内
・ミエちゃん工房企業組合
　大阪府茨木市小柳町14番12号

（教示）

この処分に不服のあるときは、次のとおり異議申立てをし、又は取消しの訴えを提起することができます。

⑴　この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第６条の規定により大阪府知事に異議申立てをすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

⑵　この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府知事となります。）、大阪地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、⑴の異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。